

個品割賦購入約款

購入者は、KDDI 株式会社（以下「当社」といいます。）から表記商品（以下「商品」といいます。）を、以下の条件及び Web の場合は入力確認画面記載の各条件、店頭販売は申込書記載の各条件にて購入することを申込み、当社は、これを承諾します。

第 1 条（売買契約の成立時点）

商品の売買契約（以下「本契約」といいます。）は、当社が所定の手続きをもって承諾し、購入者に通知した時をもって成立するものとします。

第 2 条（商品の引渡しおよび所有権の移転）

商品は、本契約成立後、当社から購入者に対して発送し、購入者に商品が引渡された時に所有権が移転するものとします。なお、購入者は、商品の所有権移転前においては、商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。

第 3 条（賦払金の支払期日・支払方法）

購入者は、入力確認画面及び申込書記載の金額の賦払金を、入力確認画面及び申込書記載の支払期日に、入力確認画面及び申込書記載の支払方法により、当社に支払うものとします。なお、賦払金の支払開始の前後にかかわらず、購入者と当社とのサービス契約その他の通信サービスに関する契約（以下「契約等」といいます。）が本契約にかかる債務の完済前に解除された場合であっても、本契約は有効に存続し、各回の賦払金の金額、支払期日および支払方法は従前のとおりとします。

第 4 条（商品の滅失・毀損の場合の責任）

購入者は、本契約に基づく債務の完済までに商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損したときは、速やかに当社に通知するとともに、入力確認画面及び申込書記載の支払方法により債務の履行を継続するものとします。

第 5 条（住所の変更）

1. 購入者は、住所を変更した場合は、遅滞なく当社指定の書面をもって通知するものとします。但し、当社との契約等の有効期間中は、契約等に基づく変更の届出をもって代えることができ

るものとしします。

2. 購入者は、1. の通知を怠った場合、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとしします。

第 6 条（期限の利益喪失）

(1) 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに同債務全てを履行するものとしします。

- ① 支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- ② 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
- ③ 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。
- ④ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。
- ⑤ 商品の購入が購入者にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約を除きます。）となる場合で、購入者が賦払金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。

2. 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとしします。

- (1) 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
- (2) その他購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第 7 条（遅延損害金）

1. 購入者は、賦払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該賦払金に対し、商事法定利率（1 年を 365 日とする日割計算。以下同じ。）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとしします。
2. 購入者は、本契約に基づく債務について期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで賦払金合計の残額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとしします。

第 8 条（解除）

購入者が第 6 条各項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合は、当社は、本契約を直ちに解除できるものとしします。

第9条（費用等の負担）

1. 購入者は、当社に対する賦払金の支払いに要する費用（送金手数料）を当社が請求する場合には、負担するものとします。
2. 購入者は、当社が請求する場合には、支払いを遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料を、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料を別に支払うものとします。
3. 購入者は、賦払金の支払遅滞等購入者の責に帰すべき事由により当社が訪問集金したときは、当社が請求する場合には、訪問集金費用を別に支払うものとします。
4. 当社が購入者に対して第6条（1）①に基づく書面による催告をしたときは、当社が請求する場合には、購入者は当該催告に要した費用を負担するものとします。
5. 購入者が当社に支払う費用等について公租公課が課せられる場合、又は、公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、当社が請求する場合には、購入者は当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。

第10条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）

購入者は、見本・カタログ等によりお申し込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違している場合は、当社に商品の交換を申し出るか又は本契約の解除ができるものとします。

第11条（条件となる役務の提供に係る事項）

商品の販売に関して、条件となる役務の提供は何らありません。

第12条（公正証書）

購入者は、当社が必要と認めた場合、購入者の費用負担で、本契約につき強制執行認諾条項を付した公正証書の作成に応じ、必要書類を当社に提出するものとします。

第13条（住民票取得等の同意）

購入者は、本お申し込みに係る審査のため若しくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、購入者の住民票等を当社が取得し利用することに同意するものとします。

第 14 条（合意管轄裁判所）

購入者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、購入者の住所地、購入地、及び当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 15 条（割賦債権の譲渡）

当社は、購入者に対する本契約に基づく債権を第三者に譲渡することや第三者の担保に供することがあります。購入者は、当該債権の譲渡及び担保提供、並びに当社がこの場合に購入者の個人情報を譲渡先、担保権者に提供することをあらかじめ同意するものとします。